■海外旅行保険のあらまし(補償の概要等)~主な特約等の概要~

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」 等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に 帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったときすでに存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、東京海上日動(以下「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	に吹ぐさいすけい オステか 担ぐ	/口吟会の+>士+/ 1) 姫	/DRAA+++++++++
傷害死亡	保険金をお支払いする主な場合 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故に よるケガにより、事故の発生の日からその 日を含めて180日以内に死亡された場合 (事故により直ちに死亡された場合を含み ます。)	保険金のお支払い額 傷害死亡保険金額全額を保険の対象となる方の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合は、指定された方に支払います。 ※同一のケガにより、既に支払った傷害後遺傷害保険金がある場合は、傷害死亡保険金額からすでに支払った傷害後遺障害保険金の額を控除した残額をお支払いします。	保険金をお支払いしない主な場合 たとえば、 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失 ②保険金受取人の故意または重大な過失 ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変*1 ④放射能照射、放射能汚染 ⑤無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運
傷害後遺障害	海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故に よるケガにより、事故の発生の日からその 日を含めて <u>180日以内に</u> 身体に後遺障害 が生じたとき	(後遺障害の程度に応じて)傷害後 遺障害保険金額全額の 4%~100%*2 ※保険期間(保険のご契約期間)を 通じ合算して傷害後遺傷害保険の対象とな 通じ合算して傷害後遺傷害保険の対象とな が限度となります。 *2 始期日における保険の対象とな る方の年齢が70歳以上のご契約は、おの第3級以上ので後遺障害等級表」の後遺障害等級は は、おる後遺障セットされます。)。 を世ットは、となうとは関する特別、 企業等のしたご契約に関する特別、 をセットしたご契約に関する特別、 をセットしたご契約には関する特別、 をとなり、保険契約には関する特別、 をとなり、保険対がに対しては、 保険者証に表示がある場合に、 この特約がセットされます。	転中に生じた事故によるケガ ⑥けんかや自殺行為、犯罪行為 ⑦脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑧海外旅行開始前または終了後に発生したケガ ⑨ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、自動車等の乗用具を用いて競技・試運転等の危険な運動を行っている間のケガ(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。) *1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。
疾病死亡	①海外旅行中に病気で死亡された場合 ②海外旅行開始後に発病した病気*3により、旅行終了後72時間を経過するまでに医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 ③海外旅行中に感染した特定の感染症*4*6により、旅行終了日からその日を含めて30日以内に死亡された場合 30日以内に死亡された場合*3旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行期間中に発生したものに限ります。 *4「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に規定する一類感染症・二類感染症・三類感染症・二類感染症・三類感染症・三類感染症・二類は指定感染症・三類感染症・四類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。 *6保険の対象となる方が死亡された時点において規定する感染症をいいます。	疾病死亡保険金額全額を保険の対象 となる方の法定相続人に支払います。 死亡保険金受取人を指定された場合 には指定された方に支払います。	上記①~④、⑥に加え、たとえば、 ・妊娠、出産、早産、流産またはこれらが原因の病気および不妊症 ・歯科疾病 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はんを行っている間に発病した高山病による死亡(特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、お支払いの対象となります。)

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」 等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に 帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったときすでに存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救援費用	■治療・大きなのでは、いきないでは、大きなのでは、大きないが、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きないが、ないが、大きないが、大きないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、	■ 注意を表している。	P. 1に記載の①へ④、係薬等を使用しての運転がでいたとえば、・無免許とはこれらが原とないで、解薬等を使用しての運転がでいた。事産、流産またはこれらが原との病病のでは、大変を変換して、ないができないが、大変を変換して、大変を変換し、変換し、大変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、変換し、変変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、変変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変換し、表変を変変を変変を変換し、表変を変変を変変を変換し、表変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変変を変

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」 等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に 帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったときすでに存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
治療・救援費用	■救援用部分 ① 海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故られたの事故の発生の正されたの事故の内に立れたの事故の内に立れた合をあたった場合を事故によりのでは、	■救援費用部分 対援費用部分 対なたが、*2のう額 大変のののらいでは、対している。 大変のでは、対している。 大変のでは、対している。 大変ののののでは、対している。 大変のでは、対し、対している。 大変のののでは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	P. 2に記載のとおり

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」 等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に 帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

※ケガや病気を被ったときすでに存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガや病気の程度が重大となった場合、弊社は、その影響 がなかったときに相当する金額を支払います。

保険金をお支払いする主な場合 保険金のお支払い額 保険金をお支払いしない主な場合 ■治療費用部分 ■治療費用部分 たとえば、 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受け 実際に支出した治療費用等のうち社会 ・海外旅行終了後に治療を開始した場合 たことがある病気(妊娠、出産、早産、流 通念上妥当と認められ、かつ、同等の 産またはこれらが原因の病気、不妊症およ 病気の発病に対して通常負担する費用 び歯科疾病は含みません。)が原因で、海 に相当する金額 または診療所で医師の治療を受けること 外旅行中にその症状の急激な悪化*1により 医師の治療を受けられた場合 ■救援費用部分 ご契約者、保険の対象となる方、また ■救援費用部分 は保険の対象となる方の親族*3の方が 海外旅行開始前に発病し医師の治療を受け 実際に支出した下記の費用のうち社会 海外旅行中も支出することが予定されて たことがある病気(妊娠、出産、早産、流 通念上妥当と認められ、かつ、同等の いた次の費用 病気の発病に伴い通常負担する費用に 産またはこれらが原因の病気、不妊症およ ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペース メーカ、人工肛門、車椅子その他の器 び歯科疾病は含みません。)が原因で、海 相当する金額 外旅行中にその症状の急激な悪化*1により たとえば 具等継続的な使用に関わる費用 ・インスリン注射その他の薬剤の継続的 3日以上*2続けて入院された場合 救援者の現地までの往復航空運賃等の *2 午前0時をまたぐ場合は、2日と数え 交通費(救援者3名分まで) な使用に関わる費用 ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3 応急治療・ 名分かつ救援者1名につき14日分ま 治療費用部分・救援費用部分共通のご注意 <u>で</u>) ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(は り)、灸(きゅう)、柔道整復、カイ *1 症状の急激な悪化とは? 6親等以内の血族、配偶者*4また 海外旅行中に生じることについて保険の対 ロプラクティックまたは整体の費用 は3親等以内の姻族をいいます。 ・運動療法、リハビリテーション、その 象となる方が予め予測できず、かつ、社会 婚姻の届出をしていないが事実上 他これらに類する理学的療法の利用 通念上払うべき注意をもってしても避けら 婚姻関係と同様の事情にある方お れない症状の変化をいいます。 ・臓器移植等およびそれと同等の手術等 よび戸籍上の性別が同一であるが ※保険金のお支払額は、1回の病気につき 婚姻関係と異ならない程度の実質 に関わる費用 治療費用部分・救援費用部分合計で を備える状態にある方を含みます ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴 器の装着および調整に関わる費用また 300万円限度となります。ただし、治 (以下の要件をすべて満たすこと 療・救援費用保険金額が300万円を下 が書面等により確認できる場合に 回る場合は、治療・救援費用保険金額を 限ります。婚約とは異なりま 的とする処置に関わる費用 限度とします。 す。)。 ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わ ①婚姻意思*5を有すること ※海外旅行中に医師の治療を開始した日か る費用 ②同居により夫婦同様の共同生活 らその日を含めて30日以内に必要と ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる なった費用に限ります。また住居(保険 を送っていること 費用 *5 戸籍上の性別が同一の場合は、夫 の対象となる方が入院した最終目的国の 病院または診療所を含みます。) 等に帰 婦同様の関係を将来にわたり継続 着後にかかった費用はお支払いの対象と する意思をいいます。 なりません。 ※対象となる費用、損害額の詳細について は「海外旅行保険普通保険約款および特 約」をご確認ください。 海外旅行中に発病した歯科疾病*1を直接の 歯科治療のために負担した下記の費用 P. 1の①~④、⑥に加え、たとえば、 原因として、保険期間の初日からその日を で社会通念上妥当な金額に保険証券記 ・被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚 含めて保険証券記載の待機期間を経過した 載の縮小割合を乗じた額。(歯科治療 日の翌日の午前0時より後に歯科治療を開始 を開始した日からその日を含めて した場合 180日以内に必要とした費用に限り となります。) ます。) *1 歯科医師*2が行う歯科疾病に対する治 ・海外旅行開始前に発病した歯科疾病 療のうち、予防治療(検診、歯石除去 ※同一保険年度内の疾病に対して、歯 ・保険期間の初日から待期期間中に治療を

等)および矯正治療(歯ならびや噛み 合わせを、きれいな歯ならびにする歯 科治療等)を除いた治療で、かつ、社 会通念上妥当な治療をいいます。

*2 日本国外においては、被保険者が診察、 歯科治療または診断を受けた地および 時における歯科医師に相当する資格を 有する者をいいます。また、被保険者 が歯科医師である場合は、被保険者以 外の歯科医師をいいます。

- 科治療費用保険金額を限度とします。
- ①歯科医師の診察費、処置費および
- ②歯科医師の処置または処方による薬 剤費、治療材料費および医療器具使
- ③X線検査費、諸検査費および手術室費 ④歯科治療費用保険金請求のために必 要な歯科医師の診断書の費用

【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け付 け、日本にて円貨でお支払いします。 歯科医師の診断書および領収証等の証 明書類を必ずお持ち帰りください。

- 治療または症状の緩和を目的とする旅行
- ・海外旅行開始前において、渡航先の病院 が決定していた場合(診療の予約または 入院の手配等が行われていた場合を含み

 - は近視矯正手術その他視力の回復を目

- せい剤等の使用(歯科治療を目的として 歯科医師が用いた場合はお支払いの対象
- 開始した歯科疾病
- 歯科疾病に対する治療のうち、予防治療、 矯正治療
- ・歯科治療を伴わない検査
- ・その他弊社が歯科治療費用保険金の支払 いの対象とならないと指定した保険証券 記載の歯科治療

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」 等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に 帰着するまでの旅行行程中をいいます。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
賠償責任	海外旅行中の偶然な事故により他人をケガさせたり、他人の財物に損害*1を与えて、法律上の賠償責任を負った場合 *1 次に掲げる損害を含みます。 ・宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(おけるセイを会から、であるとがでである。では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で	損害賠償金の額 ※1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。 ※損害賠償責任の全部または一部を通過である場合では、一部を選別できる場合が、会ができまたは拡大を防止を対してもの必要である。 ※損害の必要ででは、一部を関係をできるが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きな	P.1に記載の③④に加え、たとえば、・ご契約者または保険の対象となる方の故意・職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任・所有・使用・管理する財物の損壊または担する賠償責任・正当な権利者に対する賠償責任・正当な権利者に対する賠償責任・・航空機、動力・使用・ででも損害を持ちます。当時に対する賠償責任・親族*4に対する賠償責任・担けする賠償責任・担けする賠償責任・担けする賠償責任・担けする賠償責任・担けする賠償責任・担けする賠償責任・担けする賠債責任・担けする賠債責任・担けする賠債責任・担けする賠債責任・担けではお支払いの対象となり、ままを乗用カー・レル等はおもいの対別のスリます。のよりもの表によりの関係をしているがあままたは、対別ののよりのよりの場合によいがおよりの関係にであるがあるとは、対別ののは、いますの関係にであるがあるとは、対別のによりは、対別のには、対別のには、対別ののは、は、対別のによりは、対別のによりは、対別のによりは、対別のによりは、対別のによりは、対別のには、対別のは、対別のは、対別のは、対別のは、対別のは、対別のは、対別のは、対別の

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」 等をご確認ください。

なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

保険金をお支払いする主な場合 保険金のお支払い額 保険金をお支払いしない主な場合 海外旅行中に携行品*1が盗難・破損・火災 (携行品1個、1組または1対あた P. 1 に記載の①~④に加え、たとえば、 等の偶然な事故にあって損害を受けた場合 り10万円を限度とした)損害額*3 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運 転中に生じた事故による損害 ※乗車券等については合計で5万円 *1 携行品とは? 保険の対象となる方が所有または海外旅行 を限度とします。 ・保険の対象となる物が通常有する性質や性 ※旅券については1回の保険事故に 開始前にその旅行のために他人から無償で 能の欠如または自然の消耗、さび、変色、 借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類 ついて5万円を限度とします。 虫食い 等の身の回り品*2をいいます。現金・小切 ※お支払いする保険金は、保険期間 ・携行品の置き忘れまたは紛失*6 手・クレジットカード・プリペイドカー を通じて携行品損害保険金額が限 ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用す ド・電子マネー・商品券・定期券・義歯・ 度となります。 る山岳登はん、職務以外での航空機操縦、 コンタクトレンズ・稿本・設計書・図案・ ボブスレー、スカイダイビング、ハンググ ただし、携行品損害保険金額が 証書・帳簿等の書類・データ、ソフトウエ 30万円超の場合には、盗難・強 ライダー搭乗等の危険な運動を行っている ア等の無体物・サーフィン等の運動を行う 間に生じたその運動用具の損害 盗および航空会社等に預けた手荷 ための用具またはこれらの付属品等は含み __ 物の不着による損害に対する限度 ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさな ません。また、仕事のためだけに使用する 額は保険期間を通じて30万円と い損害 もの・居住施設内(一戸建住宅の場合はそ なる場合があります。 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消 の敷地内・集合住宅の場合は保険の対象と *3 損害額とは? 防・避難処置、空港等の安全確認検査等で なる方が居住している戸室内)にある間お 損害が生じた携行品の時価額*4 の錠の破壊はお支払いの対象となりま よび別送品は含まれません。 とします。修繕が可能な場合は この旅行の有無にかかわらず業務の目 *6 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。 修繕費と時価額*4のいずれか低 的で借りているものを除きます。 い方とします。自動車等の運転 【ご注意】 免許証については再発給手数料、 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、 旅券については再取得費用(現 日本にて円貨でお支払いします。事故およ 地にて負担した場合に限ります。 び損害額の証明書類を必ずお持ち帰りくだ 交通費、宿泊施設の客室料も含 さい。 みます。)、乗車券等について はその乗車券の経路および等級 の範囲内で保険事故の後に保険 の対象となる方が支出した費用 等をいいます。 *4 時価額とは、再取得価額*5から、 使用による消耗、経過年数等に 応じた減価分を控除して算出し た額をいいます。 *5 再取得価額とは、保険の対象と 同一の構造、質、用途、規模、 型、能力のものを再取得するの に必要とする額をいいます。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
航空機寄託手荷物遅延等	①出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合 ②乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、乗継地または目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合	1回の事故につき3万円(定額)を お支払いします。 【ご注意】 保険金の請求は原則日本のみで受け 付け、日本にて円貨でお支払いしま す。事故および損害額の証明書類を 必ずお持ち帰りください。	P.1に記載の①〜④に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方の法令違反 ・保険金受取人の法令違反 ・地震、噴火またはこれらによる津波
航空機遅延費用	①出発地から搭乗する予定であった航空機の 6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしく は搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、 または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機 を利用できず、下記の費用を負担した場合 ②搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗でぎず、乗継地への到着時刻から6時間以内に 代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合 ・宿泊施設の客室料 ・交通費*1 ・食事代 *1 その航空機の代替となる他の交通手段 を利用した場合の費用をいいます。	1回の事故について、保険の対象となる方が下表のa~cに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。 保険の対象となる方が負担した費用 お支払い額 a 宿泊施設の客室料 3万円 交通費*1もしくは 渡航先での各種 1万円 サービス取消料 c 食事代 5,000円 ※渡航先での各種サービス取消料を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。【ご注意】保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円負でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。	

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」 等をご確認ください。

保険金をお支払いする主な場合 次のような事由により出国を中止されたまたは

海外旅行を途中で取りやめて帰国された場合

ご契約者、保険の対象となる方または これらの法定相続人の方が実際に支出

保険金のお支払い額

した次の費用*5を旅行変更費用保険金 額を限度にその費用の負担者にお支払 いします。

●出国中止費用

出国を中止したことにより支払った次 の費用

- ・取消料・違約料・旅行業務取扱料そ の他の名目で旅行会社等に支払った 費用
- ・査証料、予防接種料等の渡航手続費 として支払った費用

●中途帰国費用

①企画旅行の場合

旅行変更 旅行日程のうち、 費用保険 × 中途帰国した = 保険金 金額*6 以降の日数 旅行日程の日数

②企画旅行以外の場合

中途帰国したことにより支払った 次の費用*7

- ・取消料・違約料・旅行業務取扱 料その他の名目で旅行会社等に 支払った費用
- ・査証料、予防接種料等の渡航手 続費として支払った費用
- *5 いずれも今後し支払うべき費用を 含み、払い戻しを受けられる額お よび出国中止または中途帰国した 後でも使用できるものに対する費 用を除きます。
- 旅行変更費用保険金額が旅行代金 を上回る場合は、旅行代金を旅行 変更費用保険金額とみなします。
- 次の費用の方が大きい場合は、次 の費用をお支払いします。
 - ・中途帰国のための航空運賃等交 通費
 - ・中途帰国の行程における宿泊費 (14日分を限度とし、負担す ることを予定していた金額等を 除きます。)および国際電話料 等通信費等の諸雑費(合計して 20万円まで)

保険金をお支払いしない主な場合

- ①たとえば、次のような事由により、左 記「保険金をお支払いする主な場合」 の①~⑤のいずれかが生じたことによ り負担した費用
 - ご契約者、保険の対象となる方また は保険金受取人の故意または重大な
 - 保険の対象となる方のけんかや自殺 行為、犯罪行為
 - 戦争、外国の武力行使、革命、政権 奪取、内乱、武装反乱その他これら に類似の事変*8
 - ・日本国内における地震、噴火または これらによる津波

等

· 放射能照射、放射能汚染

②次の事由による入院

- ・むち打ち症・腰痛その他の症状で医 学的他覚所見のないもの
- 妊娠、出産、早産、流産またはこれ らが原因の病気および不妊症
- 歯科疾病
- ③次の事由による死亡・危篤または入院
 - ・ピッケル・アイゼン等の登山用具を 使用する山岳登はん、職務以外での 航空機操縦、ボブスレー、スカイダ イビング、ハンググライダー搭乗、 自動車等の乗用具を用いて競技・試 運転等の危険な運動を行っている間 に生じたケガまたは病気
- ④保険料領収前またはご契約された日以 前に以下のいずれかの事由に該当した
 - 「保険金をお支払いする主な場合」 に記載の各事由に該当していた場合
 - 保険の対象となる方等または保険の 対象となる方等の配偶者*2もしくは 1親等の親族について、①死亡・危 篤、②入院の原因*9もしくは⑧感染 症等の原因*10が生じていた場合
- 戦争危険等免責に関する一部修正特 約がセットされているため、テロ行 為はお支払いの対象となります。
- 死亡・危篤・入院の原因となったケ ガの発生や病気の発病をいいます。
- *10 隔離の直接の原因となった感染症 の発病をいいます。

①死亡・危篤・・・保険の対象となる方もしくは 同行予定者*1(保険の対象となる方とあわせ て以下「保険の対象となる方等」といいま す。) または保険の対象となる方等の配偶 者*2もしくは3親等以内のご親族が死亡され た場合または危篤となられた場合

②入院

- (1) 保険の対象となる方等がケガまたは病気 を直接の原因として入院された場合(出 国前の場合は継続して3日以上*4の入院 に限ります。)
- (2)保険の対象となる方等の配偶者*2または 2親等以内のご親族ケガまたは病気を直 接の原因として継続して14日以上入院 された場合
- ③遭難・・・保険の対象となる方等が搭乗してい る航空機・船舶が行方不明になった場合もし くは遭難した場合または保険の対象となる方 等がピッケル・アイゼン等の登山用具を使用 する山岳登はん中に遭難された場合
- ④救助・・・急激かつ偶然な外来の事故により保 険の対象となる方等の緊急な捜索・救助活動 が必要な状態となったと警察等の公的機関に よって確認された場合
- ⑤火災等・・・保険の対象となる方等の居住する 建物またはこれに収容される家財が火災、風 災、水災等により100万円以上の損害を 被った場合
- ⑥裁判・・・保険の対象となる方等が裁判所の呼 出により、証人または評価人として裁判所に 出頭される場合
- ⑦地震・テロ行為等・・・保険の対象となる方等 の渡航先において、次に掲げる事由のいずれ かが発生した場合
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ・戦争、内乱、暴動またはテロ行為 等
 - ・運送・宿泊機関等の事故または火災
- ・渡航先に対する避難勧告等の発出 ⑧感染症・・・保険の対象となる方等に対して日 本または外国の官公署の命令が発

せられた場合 保険の対象となる方等に対して外 国の出入国規制が発せられた場合 保険の対象となる方等が感染症に 感染し医師等の指示により医療施 設に隔離された場合

- ⑨避難指示・・・保険の対象となる方等に対して 「災害対策基本法」に基づく避難の指示等 が公的機関から出された場合
- 保険の対象となる方と同一の旅行を同時に 参加予約された方で保険の対象となる方に 同行される方をいいます。
- *2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係 と同様の事情にある方および戸籍上の性別 が同一であるが婚姻関係と異ならない程度 の実質を備える状態にある方を含みます

(以下の要件をすべて満たすことが書面等 により確認できる場合に限ります。婚約と は異なります。)。

- ①婚姻意思*3を有すること
- ②同居により夫婦同様の共同生活を送って いること
- *3 戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の 関係を将来にわたり継続する意思をいいま
- *4 午前0時をまたぐ場合は、2日と数えます。

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
緊急一時帰国費用	保険の対象となる方に、保険の対象族の対象は、2 親等は、公司ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本ので、日本	ご契約者または保険の対象となる方が支出した下記の費用のうち社会通念と認められる金額 ※1回の帰国にいて緊急一時帰国費用保険金額が変運賃等の交通費 ②一時帰国行程、一時帰国では、14日分表で別国地におけるでは、20一時帰国におよび諸難がでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	P.1に記載の①、②に加え、たとえば、 ●保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者*1もしくは1親等の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合 ●死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」 等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外への留学*1またはワーキングホリデー*2の目的を もって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保 険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

- *1 留学とは、勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。 *2 ワーキング・ホリデーとは、海外で一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を二国間で相互に認める制度をいいます

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生賠償責任	海外旅行の信然では、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	損害賠償金の額 ※1 直径 の	たとえば、 ①戦争、外国の武力行使、革命いらに類似の事変*6 ②放射線照射、放射能汚染 ③ご契約者または保険の対象となる方の故意 ④職務遂行またはアルバト を除きます。任 ⑥受託品以ののする時間にのではおするのはある。 (仕事上の) 時間では、本のでは、大のでで、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大ので、大の

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」 等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外への留学*1またはワーキングホリデー*2の目的を もって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保 険の対象となる方が居住している戸室内をいいます。

- *1 留学とは、勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。 *2 ワーキング・ホリデーとは、海外で一定期間の休暇を過ごす活動とその間の滞在費を補うための就労を二国間で相互に認める制度をいいます

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学生生活用動産	海外旅行明生活用動産*3が盗難・破受けた場合 *3 生活用動産とは?保険の偶然を事故にあって損害を受けためら、名がである方がありために他等のである方がありためら、大変をいます。 とび は いっと	(中の1)来を旅つ同留と (特の万事限券に一て日際生ま書書しばより、の等的研究を (中の1)来を旅つ同留と (中の1)を (中の	P.10に記載の①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方、保険金受取人の故意または重大な過失 ・無免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害 ・携行品の置き忘れまたは紛失*8 ・保険の対象となる物が通常有すび、変色、虫食い ・単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害 ・差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認ります。) ・ガラス器具、陶磁器、美術・骨董品の損害 ・3回、2の破壊等の公権での対象とないます。 ・3回、2のでは、10回、2の

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

「海外旅行中」とは、保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ保険の対象となる方が、海外への留学*1の目的をもって住居を出発してから、 住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住して いる戸室内をいいます。

*1 留学とは、勉学、研修および技術修得を目的として海外に滞在することをいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金のお支払い額	保険金をお支払いしない主な場合
留学継続費用	海外の学校*2に在籍中に、保険期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*3が死亡された場合を含みます。)、または、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に保険の対象となる方の扶養者*3の身体に重度後遺障書が生じた場合*2 学校とは? 一定の教育目的の下に、一定の場所において、組織的、計画的かつ継続的に留学生に対して学術、技能の教育を行う施設をいいます。	大きの学方 年、たしまま 実るで程方べ確約 中大継 意の日本的の学方 年、たしまま 実るで程方べ確約 はにするよりにするをよりでは婚問をよりて別ないがらにするをよりでは婚問をよりで別ないがらにするをよりで別ないがらにするをよりで別ないがらにするをよりで別ないがらにするをよりで別ないがらにするをよりで別ないがらにするをよりで別ないがらにするとがの来ます。 と共 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	P.10に記載の①②に加え、たとえば、 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者*3の故意または重大な過失 ・扶養者*3のは悪免許・酒気帯び・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故 ・扶養者*3の脳疾患、疾病、心神喪失や妊娠、出産、早産、流産 ・保険の対象となる方が海外の学校に在籍する学生・生徒でない場合 ・扶養者*3が保険の対象となる方を扶養していない場合

<ご契約に関するご注意>

①帰国予定:

帰国予定のない方や海外に永住される方を保険の対象となる方とする保険契約はお申し込みいただけません。そのため、保険契約締結ならび に保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、予めご了承ください。

②渡航先での運動:

次のような場合には、特別危険担保特約をセットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただかないと、保険金が支払われませんので、その旨お申し出ください。

- ・渡航先でピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登はん、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。)搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合
- ・渡航先で航空機(グライダーおよび飛行船を除きます。)を操縦される場合(ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。)
- ・渡航先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合

③渡航先でのお仕事:

次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。

・旅行先で危険なお仕事(たとえば、プロボクシング・プロレスリング等)に従事される場合